



# 館長だより

山形県産業科学館

令和6年10月29日(火)

発行 館長 加藤 智一

## 文化の日

文化の日は毎年同じ11月3日。明治時代、11月3日は明治天皇の誕生日「天長節」でした。大正時代に入ると「明治節」と名称が変わり、文化の日となったのは終戦後の1948（昭和23）年になります。2年前の1946年11月3日に新憲法が公布されたことを記念して定められました。「エ！だったら憲法記念日じゃないの？」と思った人もいるでしょう。そう、連合国軍総司令部（GHQ）の占領下、帝国議会としても、国民にとって大切な日であった明治節を憲法記念日として残しておきたかったにちがいありません。しかし、これに対してGHQが難色を示し、新憲法のもと、日本が再び過ちを起こさずに平和な国として歩むには、神格化されていた時代の天皇と憲法を切り離す必要があると考え、GHQは新憲法が効力を発揮する「公布から半年」目にあたる、5月3日を憲法記念日とするように求めたというのです。しかし、なぜ「文化の日」になったのかは、結局わかりませんでした。

それはそうと、みなさんの中には、文化の日と言えば、文化勲章の授与式の日と記憶されている方も多いのではないのでしょうか。正確には、皇居において行われる文化勲章の授与式だけでなく、文化功労者および各褒賞の伝達式が行われています。文化を称える行事として、文化勲章自体は戦前の1937年に制定され、紀元節（2月11日）や天長節などに表彰式が行われていましたが、1948年以降は毎年文化の日に行われるようになりました。

それでは以下に、勲章（くんしょう）および褒賞（ほうしょう）の種類を列挙させていただきます。すべてネット情報です。間違っていたらすいません。まずは「勲章」から

### 1. 大勲位菊花章（だいくんいきっかしょう）

日本の最高位の勲章。

### 2. 桐花大綬章（とうかだいじゅしょう）

旭日大綬章、または瑞宝大綬章を授与されるべき功労より優れた功労のある人に授与。

### 3. 旭日章（きょくじつしょう）

国家、または公共に対して功労のある人を対象に、功績の内容に着目し顕著な功績を挙げた人。

大綬章（だいじゅしょう）、重光章（じゅうこうしょう）など6つに分けられる。

### 4. 瑞宝章（ずいほうしょう）

国家、または公共に対して功労のある人を対象に、公務等に長年にわたり従事し成績を挙げた人。

大綬章（だいじゅしょう）、重光章（じゅうこうしょう）など6つに分けられる。

### 5. 文化勲章

文化の発達に関し特に顕著な功績のある人に授与。

### 6. 宝冠賞

女性のみにも授与される勲章。

次に「褒章」各種

### 1. 紅綬褒章（こうじゅほうしょう）

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した人に授与。

### 2. 緑綬褒章（りょくじゅほうしょう）

長年にわたり社会に奉仕する活動（ボランティア活動）に従事し、顕著な実績を挙げた人に授与。

### 3. 黄綬褒章（おうじゅほうしょう）

農業、商業、工業等の業務に精励し、他の模範となるような技術や事績を有する人に授与。

### 4. 紫綬褒章（しじゅほうしょう）

科学技術分野における発明・発見や、学術及びスポーツ・芸術文化分野における優れた業績を挙げた人に授与。

### 5. 藍綬褒章（らんじゅほうしょう）

会社経営、各種団体での活動等を通じて、産業の振興、社会福祉の増進等に優れた業績を挙げた人。国や地方公共団体から依頼されて行われる公共の事務（保護司、民生・児童委員、調停委員等の事務）に尽力した人に授与。

### 6. 紺綬褒章（こんじゅほうしょう）

公益のため私財を寄附した人に授与。

### 7. 褒状（ほうじょう）

褒章を授与される方が団体等である場合に授与。

### 8. 飾版（しょくはん）

既に褒章を授与された方に更に同種の褒章を授与する場合に授与。

